

板橋区教育支援センター運営会議設置要綱

(目的)

第1条 板橋区教育支援センター（以下「センター」という。）の開設に伴い、効率的かつ効果的な運用を推進し、センター業務の円滑な実現を図るため、センター運営における課題を検討する機関として、板橋区教育支援センター運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) センターの開設準備における連絡調整に関すること。
- (2) センターの運用における連絡調整に関すること。
- (3) その他、センターに関係する業務一般に関すること。

(構成)

第3条 運営会議は、議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、教育委員会事務局次長の職にある者をもって充てる。
- 3 副議長は、教育委員会指導室長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、議長は、別表1に掲げる者のほかに、必要と認める者を臨時委員として指定することができる。

(会議の運営)

第4条 運営会議は、議長が必要に応じ、会議を招集し、会議を主宰する。

- 2 議長に事故があるときは、議長が指定する者が、その職務を代行する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(担当者部会)

第5条 運営会議の下に、センター運営に関する案件に関して、調査・検討を行うために、議長は調査・検討項目毎に担当部会（以下、「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の部会長は、運営会議議長が指定する職員をもって充てる。
- 3 部会の開催は、部会長が必要に応じ招集し、主宰する。
- 4 部会の構成員は、部会長が必要と認める者をもって充てる。

(庶務)

第6条 運営会議の庶務は、教育委員会指導室教育支援センター準備担当係長が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センター運営会議の運営に関し、必要な事項は、議長が定める。

別表 1

職 名
教育委員会事務局次長
庶務課長
指導室長
学務課長
生涯学習課長
学校地域連携担当課長
板橋区立小・中学校校長